



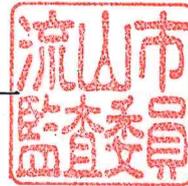
流山市監査委員告示第2号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第4項の規定による定期監査及び同条第2項の規定による行政監査を実施したので、同条第9項の規定によりその結果を別添のとおり公表する。

令和8年2月19日

流山市監査委員

岩原 淳



流山市監査委員

中川 弘



令和7年度
定期監査・行政監査報告書

流山市監査委員

目 次

第1	監査の種類	1
第2	監査を実施した監査委員名	1
第3	監査の対象	1
第4	監査の期間	1
第5	監査の実施日及び場所	1
第6	定期監査	2
1	監査の目的及び方法	2
2	重点事項	2
3	総合意見	2
(1)	財務に関する事務について	2
(2)	支出事務の適正管理について	2
4	個別意見	3
(1)	指摘事項	5
(2)	検討・要望事項	6
(3)	注意事項（措置対象外）	8
第7	行政監査	11
1	監査テーマ	11
2	監査の目的及び方法	11
3	監査の対象	11
4	監査の着眼点	11
5	公用車の管理・運用状況について	11
(1)	公用車の保有・稼働状況について	12
(2)	公用車の運用状況について	16
(3)	公用車の点検・整備等について	17
(4)	安全運行対策の状況について	18
6	総合意見	21
7	個別意見	23
(1)	指摘事項	23
(2)	検討・要望事項	24

令和7年度流山市定期監査・行政監査報告

この監査は、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第199条第4項及び流山市監査基準（平成29年流山市監査委員告示第7号。以下「監査基準」という。）第4条第1項第1号の規定及び法第199条第2項及び監査基準第4条第1項第2号に規定する監査であり、監査基準に従って監査を実施した。

第1 監査の種類

令和7年度流山市定期監査・行政監査

第2 監査を実施した監査委員名

岩原 淳一
中川 弘

第3 監査の対象

対象部局：市長部局、上下水道局、教育委員会及び行政委員会事務局等の全て

対象事務事業：令和7年4月1日から8月31日までに執行された行財政に関する事務（ただし、一部過年度分及び令和7年9月から予備審査実施日までを含む。）

第4 監査の期間

自 令和7年9月1日
至 令和8年1月20日

第5 監査の実施日及び場所

令和7年12月18日、19日 流山市役所

第6 定期監査

1 監査の目的及び方法

監査基準に基づき、財務に関する事務の執行が適正かつ効率的に行われているか、経営に係る事業の管理が合理的かつ効率的に行われているか、法令等の定めるところに従って適正に行われているかを目的として、全ての部局に係る事務事業について、次のとおり関係書類の提出を求め、かつ、関係職員から説明を聴取して実施した。

- ・ 事業の実施状況
- ・ 予算執行状況（歳入）
- ・ 予算執行状況（歳出）

2 重点事項

支出事務の適正管理について

着眼点：支出負担行為の時期は適正か。業務内容の履行確認は適正に行われているか。支払い遅延しているものはないか。

3 総合意見

(1) 財務に関する事務について

財務に関する事務については、おおむね適正に執行されていたが、一部の事務において、これまでの定期監査において、指摘、検討要望等してきた事項と同様の、改善を要する事案が散見された。

同様の事案が発生する要因として、職員の規則等に関する知識や確認不足、慣例や前例踏襲の事務処理、管理監督者の確認体制の不備などがあり、リスクに対する認識不足と、組織的なチェック対策が十分に機能していないと考えられる。

事務の執行に当たっては、流山市財務規則（昭和61年流山市規則第12号。以下「規則」という。）をはじめ、根拠となる法令等の確認の徹底と、決裁過程における必要なチェック体制を早急に構築するとともに、各部局においては、他部署が受けた指摘等についても、自らのリスクとして捉え、内部統制の強化を図るなど、これまで以上に適正な事務の執行に努めてもらいたい。

(2) 支出事務の適正管理について

支出事務の適正管理については、前述した着眼点のもと、事業の実施状況調書及び業務委託実施状況調書の提出を求め、かつ関係職員から説明を聴取して監査を実施した。

監査した範囲において、規則等に基づき、おおむね適正に事務が執行されていたが、支出負担行為票の未起票や遡り起票、起票額の誤り

が見受けられた。

支出負担行為は、支出の原因となるべき契約その他の行為であり、予算に基づいて行われるものであるとともに、その整理すべき時期及び範囲は、規則により規定されている。

支出負担行為は、支出予算の適正な執行を担保するものであることを再認識し、適正な時期の起票や、正確性が確保されるよう、チェック体制の強化を図られたい。

また、一部の課において、支払い遅延の事案が見受けられた。

支払いの時期については、政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号。以下「支払遅延防止法」という。）で規定されており、支払いが遅延することにより、契約相手側に経済的不利益をもたらすだけでなく、場合によっては遅延利息も発生することから、市全体の信用失墜にもつながる行為である。

さらに、過年度支出においては、法の規定による会計年度独立の原則の例外であり、本来は、当該年度に支出すべきものである。

監査資料として提出を受けた予算執行状況（歳出）に支出済みとして記載のあるものについては、支出伝票に原因や再発防止策を記載した理由書が添付されており、内容を確認していることから、本報告での個別意見への記載は省略するが、今回の監査結果を十分に踏まえ、業務完了後は契約相手側に速やかに請求書の提出を求めるとともに、請求書受領後は、法令等を遵守し、適切な時期に支払いができるように、再発防止の体制づくりなど、早急に改善を図られたい。

4 個別意見

監査の結果、調査した範囲においておおむね適正に執行されていたが、事務事業の一部について「部局別指摘事項等一覧」（表1）のとおり、指摘事項、検討・要望事項及び注意事項が認められた。

指摘事項及び検討・要望事項については、監査の結果に基づき講じた措置について、流山市監査指摘事項等事務処理要領（平成26年4月1日制定）により通知を求めるものとする。

なお、軽微な事項については、予備審査において修正、対応するよう口頭指導しているため、本報告での記載は省略する。

【表1 定期監査 部局別指摘事項等一覧】

部 局 名	指 摘 事 項							計	検 討 要 望 事 項	注 意 事 項
	(1)	(2)	(3)	(4)	(5)	(6)	(7)			
総合政策部	2							2	3	7
総 務 部								0	1	3
財 政 部								0	0	4
市民生活部								0	1	3
健康福祉部								0	2	15
子ども家庭部								0	0	2
経済振興部								0	1	2
環 境 部								0	0	6
まちづくり推進部								0	0	3
土 木 部	1		1					2	4	1
会 計 課								0	0	0
上下水道局								0	0	3
議会事務局								0	0	1
選挙管理委員会事務局								0	2	1
監査委員事務局								0	0	0
農業委員会事務局								0	1	0
教育総務部								0	0	1
学校教育部								0	0	3
生涯学習部								0	1	3
消 防 本 部								0	4	11
合 計	3	0	1	0	0	0	0	4	20	69

[指摘事項]

- (1) 法律、条例、規則等に反している事項（軽易な誤りを除く。）
- (2) 不正な行為がなされた事項
- (3) 事故が発生するおそれがある事項
- (4) 不経済となっている事項や行政効果が期待できない事項
- (5) 今後の事務又は他の部署に悪影響を及ぼすおそれのある事項
- (6) 過去に指摘されていた事項であって、改善の取組が行われていない又は不十分な事項
- (7) その他監査委員が合議の上、指摘事項と認める事項

[検討・要望事項]

改善の検討を要する事項や要望事項等を監査委員意見として集約し、監査結果報告に反映させるもの。

[注意事項]

軽易な誤りである事項については、措置対象外の注意事項として取り扱い、その旨を付して報告書に表記するもの。

(1) 指摘事項

<法律、条例、規則等に反している事項>

・賃貸借契約にあたり、予算執行伺書の設計額と契約額に不整合が生じている事案があった。職員の契約事務に関する認識や知識向上を図るとともに、流山市契約事務取扱要領（平成4年12月18日制定。以下「契約事務取扱要領」という。）に基づく適正な事務の執行を求める。

（総合政策部秘書広報課）

・契約書作成を省略できる場合においても、契約の適正な履行を確保するため、規則第145条第2項の規定により、請書その他これに準ずる書類を徴さなければならないと規定されているが、請書等を徴さずに事業が実施されている事案があった。

規則に基づく適正な契約事務の執行を求める。

（総合政策部企画政策課）

・小破修繕工事請負費において、発注時期、路線、施工業者が同一であり、工事完了日、検査日も同日であるにもかかわらず、意図的に分割している事案があった。

随意契約は、競争入札を原則とする契約方法の特例措置であり、合理的な理由のない分割発注は、競争性の阻害や適正価格の逸脱のほか、法令違反になる場合もあるため、改めて契約事務の重要性を再認識するとともに、市民等に対して説明責任が果たせるよう、法令等を遵守し適正な事務の執行を求める。

（土木部道路管理課）

<事故が発生するおそれがある事項>

・支払証拠書類の紛失により、未精算となっている前渡資金があった。随時の費用にかかる経費は、規則により支払いが終わった日から5日以内に精算すべきである。

資金前渡を受けてからの現金等の保管状況、精算手続等の状況を把握し、内部統制機能の強化によりリスク管理の徹底を図るとともに、規則に基づく適正な伝票事務の執行を求める。

（土木部道路管理課）

(2) 検討・要望事項

・前渡資金整理簿等が未作成（パソコンによる管理等含む）、または記載に誤りや漏れがあった。公金に関する帳簿であることを再認識し、規則に定められた前渡資金整理簿の作成及び記載を徹底し、厳正に管理されたい。

（総合政策部企画政策課）

（総務部財産活用課）

（市民生活部市民課）

（健康福祉部障害者支援課）

（土木部道路管理課）

（選挙管理委員会事務局）

（農業委員会事務局）

（消防本部予防課）

・切手等受払簿が未作成、または記載に誤りや漏れがあったため、現物の保有数量と台帳の整合性の確認がとれない事案が見受けられた。

郵便切手等は換金性が高く、不正使用や盗難等の危険性もあることから、適正な管理が行われるよう対策を講じられたい。

（総合政策部企画政策課）

（土木部道路管理課）

（消防本部北消防署）

・印刷業務の発注において、印刷製本ではなく業務委託契約書の様式を使用し、委託契約を締結していた。契約事務取扱要領等に基づき、適正な契約及び予算の執行がなされるようチェック体制の強化を図られたい。

（土木部河川課）

・EV車用充電設備修繕において、請書に仕様書が添付されていない事案があった。

仕様書は、見積金額の積算根拠資料であるほか、契約書の一部となるものであることから、規則等に基づき適正な契約事務の執行に努められたい。

（健康福祉部障害者支援課）

・物品売買契約において、契約書中、購入物品の単価及び物品毎の金額については、仕様書のとおりとしているものの、仕様書中にその記載がない事案があった。

記載内容の確認を徹底し、規則等に基づき適正な契約事務の執行に努められたい。

(消防本部東消防署)

・随意契約に関しては、予算執行伺書（A）の決裁により業者選定をし、見積書を徴取すべきところ、見積書を徴する時期に適正を欠く事案があった。

契約事務に当たっては、公平性、公正性、透明性を確保するとともに、規則等に基づき、適正な契約事務の執行に努められたい。

(消防本部南消防署)

・概算払いをした経費について、未精算となっている事案があった。

概算払いをすることができる経費については、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）及び規則により定められており、その目的達成後、速やかに精算の手続きが求められていることから、適正な時期に精算処理が行われるよう伝票事務処理体制の強化を図られたい。

(総合政策部秘書広報課)

(生涯学習部博物館)

・印刷業務において、本来9款消防費で支出すべきところ、8款土木費で支出していた。予算の執行に当たっては、規則に基づき適正な予算科目での執行を徹底されたい。

(土木部河川課)

・業務の履行は期間内に行われていたものの、受託者からの請求書等関係書類未提出により、履行期間終了後一か月以上経過したのちに支出票を起票していた。

請求書受領後30日以内に支払いは行われており、支払遅延防止法の規定は遵守されているが、未払いが発生するリスクも懸念されることから、同法の趣旨を踏まえ、業務履行完了後は、速やかな請求書等の提出を受託者に求めるなど、迅速かつ適正な支出事務の執行に努められたい。

(経済振興部流山本町・利根運河ツーリズム推進課)

(選挙管理委員会事務局)

(3) 注意事項（措置対象外）

注意事項については、速やかに適正な対応を講じられたい。

また、予備審査において口頭で是正を求めた事項も同様である。

【表2 定期監査 注意事項一覧】

注意事項	部局課等名
・未調定があったもの	総合政策部マーケティング課 財政部財政調整課 環境部環境政策課 健康福祉部高齢者支援課 健康福祉部健康増進課 学校教育部学校教育課 学校教育部指導課
・調定票の取消漏れがあったもの	健康福祉部高齢者支援課 消防本部消防総務課
・予算執行において科目、摘要等の誤りがあったもの	総合政策部情報政策・改革改善課 健康福祉部社会福祉課 健康福祉部高齢者支援課 健康福祉部障害者支援課 健康福祉部児童発達支援センター 健康福祉部健康増進課 子ども家庭部子ども家庭課 子ども家庭部保育課 経済振興部商工振興課 環境部環境政策課 環境部クリーンセンター 議会事務局 選挙管理委員会事務局 生涯学習部スポーツ振興課 消防本部消防総務課
・同一事務について、複数の事業からの支出となっていたもの	環境部クリーンセンター
・委託事業に係る履行確認にあたり、業務報告書等に受付印押印及び決裁がなされていなかったもの（書類等に不備があったもの）	財政部市民税課 市民生活部保険年金課 経済振興部流山本町・利根運河ツーリズム推進課 まちづくり推進部まちづくり推進課

	まちづくり推進部建築住宅課 土木部道路管理課 消防本部北消防署
・支出負担行為票の起票額に誤りがあったもの	上下水道局水道工務課
・支出負担行為票の未起票があったもの (遡り起票含む)	総合政策部企画政策課 総合政策部情報政策・改革改善課 市民生活部市民課 健康福祉部介護支援課 健康福祉部障害者支援課 健康福祉部健康増進課 環境部クリーンセンター 上下水道局下水道建設課
・支出負担行為票、支出票の取消漏れがあったもの(重複起票を含む)	総合政策部秘書広報課 総務部総務課 総務部財産活用課 環境部環境政策課 上下水道局経營業務課 消防本部消防総務課 消防本部予防課 消防本部警防救急課
・見積書に日付の記載漏れ等があったもの	総合政策部秘書広報課 健康福祉部児童発達支援センター 教育総務部学校施設課 学校教育部指導課 生涯学習部博物館 消防本部南消防署
・契約締結記録表の作成がなかったもの	まちづくり推進部まちづくり推進課
・予算執行伺書、契約締結記録表等に記載漏れや誤記等の不備があったもの	総合政策部マーケティング課 総務部財産活用課 財政部財政調整課 財政部税制課 健康福祉部障害者支援課 健康福祉部児童発達支援センター 生涯学習部スポーツ振興課 消防本部東消防署

<p>・切手等受払簿に記載誤りや様式誤り等の軽微な不備があったもの</p>	<p>健康福祉部児童発達支援センター 消防本部中央消防署</p>
<p>・前渡資金整理簿、現金取扱簿等に記載漏れや誤記等の軽微な不備があったもの</p>	<p>市民生活部保険年金課 消防本部予防課 消防本部中央消防署</p>

第7 行政監査

1 監査テーマ

公用車の管理及び運用状況について

2 監査の目的及び方法

本市では、多岐にわたる公務を迅速かつ効率的に遂行するため、多数の自動車（以下「公用車」という。）を保有しており、これらの管理・使用には交通法規及び流山市公用自動車管理規程（平成15年流山市訓令第1号）または流山市消防自動車等管理規程（平成3年流山市消防本部訓令第1号）等を遵守した、適正な維持管理、安全な運行等が求められている。

一方で、公用車における交通事故は毎年複数件発生しており、車両の点検確認の徹底や職員の安全運転に対する意識・運転技術の向上が必要である。

そこで、本市が保有する公用車に関して、使用状況や管理運用状況の実態・安全対策の取組状況を把握し、適正な管理及び適切な運用が行われているかについて監査することとした。

なお、監査に際しては「令和7年度行政監査追加調書【公用車管理・運用状況等調査票】（以下「調書」という。）」の提出を求めるとともに、各部局へのヒアリングを行うことにより管理運用状況について確認することとした。

3 監査の対象

対象車両：令和6年度末時点で市が保有し、本市職員が直接使用する大型自動車（特殊・貨物）、普通自動車（乗用・乗合・貨物）、小型自動車（乗用・貨物）、軽自動車（乗用・貨物）等のうち、道路運送車両法（昭和26年法律185号）による自動車登録番号標を受けた車両

対象部局：市長部局、上下水道局、教育委員会及び行政委員会事務局等のすべて

4 監査の着眼点

車検やリース期間が適正に管理されているか。
共用車の運用は適切に行われているか。

5 公用車の管理・運用状況について

監査対象部局から提出された調書の集計結果に基づく公用車の管理・運用状況は、つぎのとおりである。

なお、文章中の％は構成比であり、原則として小数第二位を四捨五入（合計が100.0となるよう一部調整）した。

(1) 公用車の保有・稼働状況について

ア 部局別車種別の保有状況

監査対象とした公用車の総台数は243台であった。

運用形態別では共用自動車（総務部財産活用課が保有・管理し、共同的に使用される自動車。以下「共用車」という。）29台、共用車以外の各担当部署で保有・管理される専用自動車（以下「専用車」という。）214台となっている。

【表3 部局別・車種別保有状況】

令和7年3月31日現在（単位：台）

部・局	車種											合計
	大型自動車	普通自動車				小型自動車			軽自動車			
	特殊	乗用	乗合	貨物	特種	乗用	貨物	特種	乗用	貨物	特種	
総務部		3				3	6		13	7		32
財政部									3			3
市民生活部		1							3	1		5
健康福祉部			4		1	2	3		30	4		44
子ども家庭部						1			10			11
土木部	1			1	1		5	1		7		16
まちづくり推進部							1					1
環境部							3		2	5		10
教育総務部									27	2		29
学校教育部									2			2
生涯学習部						2	5			6		13
上下水道局		1			2		6			4		13
消防本部			1	2	51	3	2	2	1	1	1	64
合計	1	5	5	3	55	11	31	3	91	37	1	243

※ 車種の定義（道路運送車両法、道路交通法に基づく）

【軽自動車】排気量660cc以下、全長3,400mm以下、全幅1,480mm以下、全高2,000mm以下

【小型自動車】排気量660ccを超え2,000cc以下、全長4,700mm以下、全幅1,700mm以下、全高2,000mm以下

【普通自動車】小型自動車、軽自動車、大型・小型特殊自動車以外の自動車

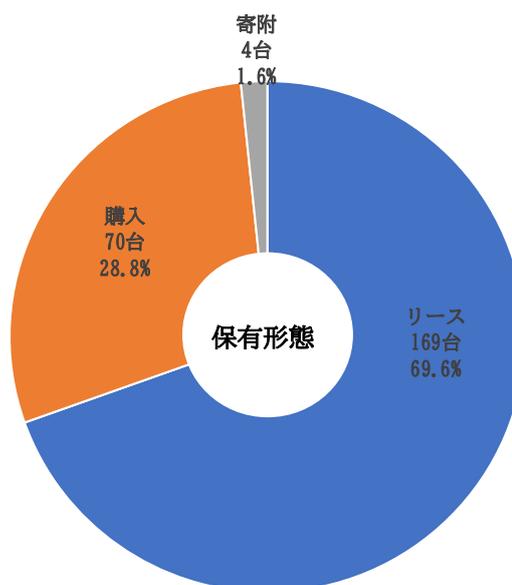
イ 保有形態別による保有台数

保有形態別では、リース車両が169台（69.6％）と最も多く、次いで購入車両70台（28.8％）となっている。

【表 4 保有形態別保有状況】

保有形態別による保有台数及び構成比

車種・用途		リース	購入	寄附	合計
大型自動車	特殊		1		1
普通自動車	乗用	4	1		5
	乗合	4	1		5
	貨物	2	1		3
	特種	11	44		55
小型自動車	乗用	9	2		11
	貨物	21	10		31
	特種	1	2		3
軽自動車	乗用	87	1	3	91
	貨物	30	6	1	37
	特種		1		1
合計		169	70	4	243
構成比		69.6%	28.8%	1.6%	100.0%



ウ 部局別経過年数別の保有状況

経過年数別の保有台数では、5年未満の車両が124台（51.0%）と最も多く、次いで5年以上10年未満の車両68台（28.0%）となっている。

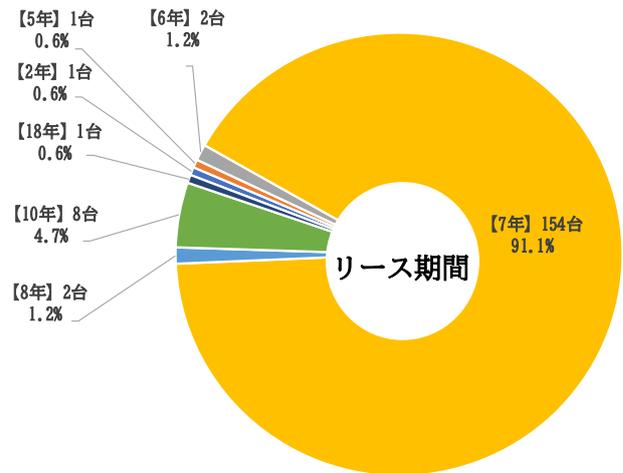
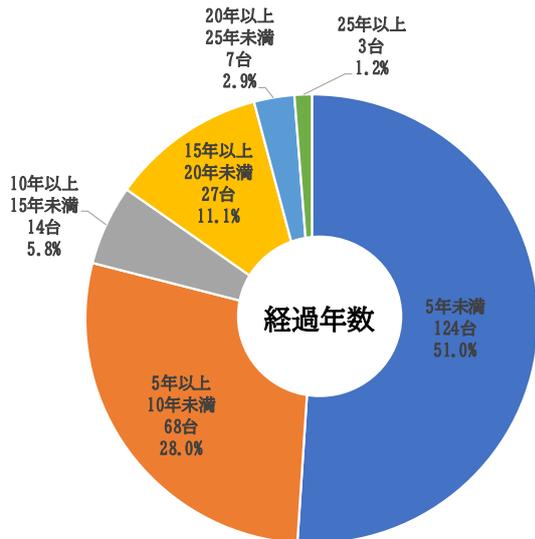
なお、経過年数が20年以上と長期の車両は、いずれも購入によるもので、消防本部保有の特種用途車両を含む10台である。

リース車両は、再リース契約によるものを除き、リース期間が5年から10年の契約であり、169台のうち154台が7年契約であった。

【表 5 部局別・経過年数別保有状況】

令和7年3月31日現在（単位：台）

部・局	経過年数						合計
	5年未満	5年以上 10年未満	10年以上 15年未満	15年以上 20年未満	20年以上 25年未満	25年以上	
総務部	11	21					32
財政部		3					3
市民生活部	2		1	2			5
健康福祉部	25	17	1		1		44
子ども家庭部	9	1			1		11
土木部	6	5		4	1		16
まちづくり推進部					1		1
環境部	10						10
教育総務部	23	6					29
学校教育部	2						2
生涯学習部	10	3					13
上下水道局	3	4	2	3	1		13
消防本部	23	8	10	18	2	3	64
合計	124	68	14	27	7	3	243



※リース期間については、契約の始期から満期日までの月数を12で除したものを四捨五入して算出し、契約年数とした。

エ 走行距離別保有状況

令和6年度の走行距離別にみると、1千キロメートル以上5千キロメートル未満の車両が133台（54.7%）と最も多く、次いで5千キロメートル以上1万キロメートル未満の車両が52台（21.4%）となっている。

走行距離が1千キロメートル未満の車両が44台あるが、このうち7台は令和6年度途中でリース契約を開始した車両である。また、残りの37台については、保育所等出先機関に配置され、本庁舎との連絡車両として使用される車両のほか、消防車を含む特種用途車両等である。

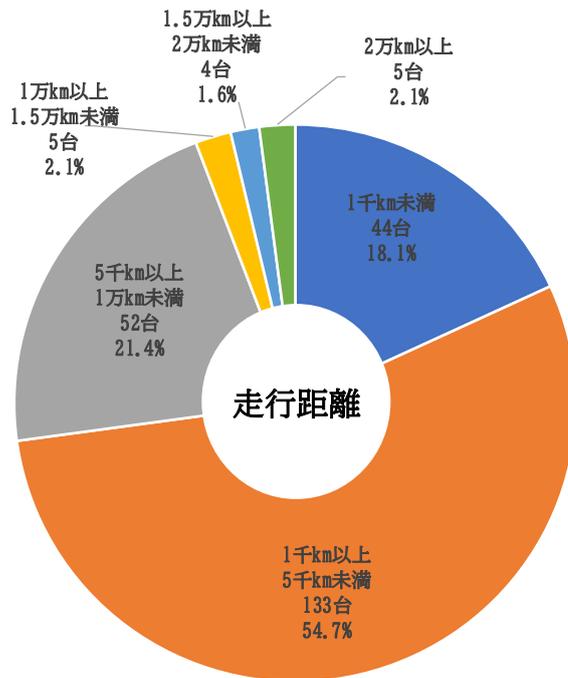
2万キロメートル以上の走行距離の車両5台は、消防署各分署に配置されている特種用途車両4台のほか、健康福祉部で保有している乗合自動車1台である。

また、調査対象車両243台全体の1年あたりの平均走行距離は4,719キロメートルであり、車種別で分類すると、最も平均走行距離数が多かったものは普通乗合自動車の1万961キロメートルで、次いで小型乗用車が7,347キロメートルとなっている。

【表 6 部局別・走行距離別保有状況】

令和 7 年 3 月 31 日現在（単位：台）

部・局	総走行距離						合計
	1千km未満	1千km以上 5千km未満	5千km以上 1万km未満	1万km以上 1.5万km未満	1.5万km以上 2万km未満	2万km以上	
総務部		17	13	1	1		32
財政部		3					3
市民生活部		5					5
健康福祉部	2	29	11	1		1	44
子ども家庭部	3	5	3				11
土木部	2	4	8	2			16
まちづくり推進部		1					1
環境部	1	7	2				10
教育総務部	1	28					29
学校教育部	1	1					2
生涯学習部	1	8	3		1		13
上下水道局	4	7	1		1		13
消防本部	29	18	11	1	1	4	64
合計	44	133	52	5	4	5	243



【表 7 車種別・走行距離別台数及び平均走行距離数】

令和7年3月31日現在(単位:台)

車種・用途		1千km未満	1千km以上 5千km未満	5千km以上 1万km未満	1万km以上 1.5万km未満	1.5万km以上 2万km未満	2万km以上	合計	平均走行距離数 (単位:km)
大型自動車	特殊	1						1	0
普通自動車	乗用		4			1		5	7,116
	乗合		1	2	1		1	5	10,961
	貨物		2		1			3	5,053
	特種	31	11	7	1	1	4	55	4,035
小型自動車	乗用		2	7	1	1		11	7,347
	貨物	4	20	6	1			31	3,995
	特種		3					3	2,848
軽自動車	乗用	7	68	16				91	3,390
	貨物	1	21	14		1		37	4,721
	特種		1					1	2,443
合計		44	133	52	5	4	5	243	4,719

※平均走行距離数については、車種別の令和6年度走行距離数合計を車種別の台数合計で除して算出した1台当たりの数値。

(2) 公用車の運用状況について

ア 共用車予約システムの運用状況

本市における共用車の使用・申込については、総務部財産活用課に「自動車使用申込書」を提出する運用から見直しがなされ、令和5年3月27日より一部の車両を除き、前日までに使用を希望する各課等において直接システム上に入力し、仮予約をする運用となっている。

各課等による仮予約は、最大2週間先までを可能としており、使用する車両、時間、使用目的を登録して行う。

なお、当日の予約時間を1時間以上経過しても使用されていない場合は、鍵を管理する守衛員が使用予定を確認し、適宜キャンセル処理を行っているとのことであった。

各部局より提出された調書に基づくアンケート調査の結果、予約システム運用上における特段の意見・要望等はなかったものの、使用希望時に予約が取れないことがある、との意見が1点みられた。この点に関しては、各課等において予約のキャンセルや使用時間の変更等の手続を行っているほか、前述のとおり守衛員にて調整を行っており、突発的に生じた使用についても、現在の車両台数で対応が可能となっている。

イ 運行日誌の整備状況

公用車の使用に際しては、流山市公用自動車管理規程第8条第3号及び第6号において、運転開始前及び終了後に「運行日誌」に所定の事項を記入することと定められている。

共用車については守衛室、専用車については保有する各課等におい

て、車両単位で運行日誌を整備・保管しており、調査した範囲において、いずれも必要事項は記入されていた。

また、一部の専用車保有課では、QRコードを用いて運行日誌の電子化を行っており、省力化・効率化を図っていた。

(3) 公用車の点検・整備等について

ア 車検・定期点検の実施状況

市で保有する公用車のうち、リース契約による車両（消防自動車等緊急自動車を除く）はすべて、当該契約に継続検査（車検）及び定期点検の実施が含まれている。

また、購入若しくは寄附により取得した公用車や緊急自動車に関しても、保有課等において、個別の管理台帳等を整備したうえで、経費の予算計上及び検査が行われており、監査対象期間内で車検切れや点検を実施していない車両の存在は認められなかった。

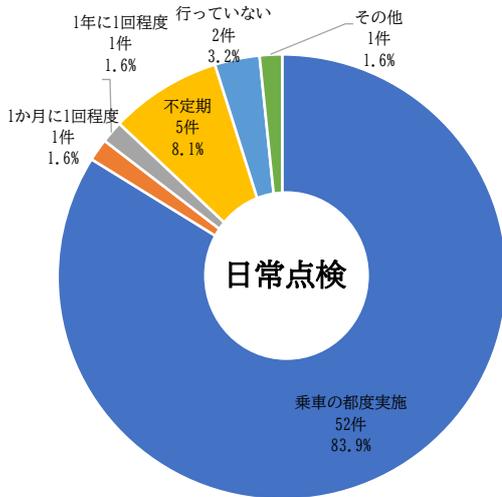
イ 日常点検の実施状況

公用車の日常点検については、道路運送車両法第47条の2第1項及び流山市公用自動車管理規程第8条第3号において、運行開始前に実施することと規定している。

提出された調書において、日常点検を「乗車の都度実施している」と回答をした課等は全体の83.9%であったが、「日常点検」の認識について各課等で差異があり、ヒアリング時に確認したところ、日常点検を「行っていない」と回答した2件も含め、灯火装置・方向指示器等に整備不良、動作不良がないか等については乗車の都度、点検しているとのことであった。

なお、「その他」については、公用車を使用する機会がほとんどなく、有効な回答が得られなかったものである。

日常点検の実施状況



※グラフ中、日常点検の実施状況の各数値は、公用車を運転する機会のあるすべての課等（62課）からの調書の回答及びヒアリングによる結果を集計したもの。

(4) 安全運行対策の状況について

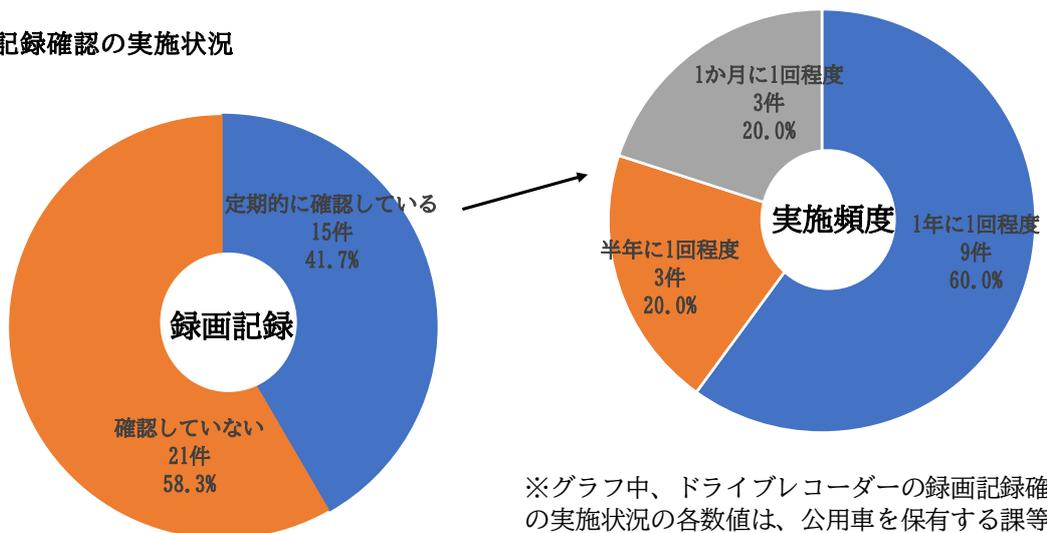
ア ドライブレコーダーの導入状況

監査対象車両243台のうち、ドライブレコーダーが搭載された車両は242台（搭載率99.6%）であった。なお、搭載をしていない車両は消防本部で保有しているポートトレーラー1台である。

事故及び事故が疑われるケース以外における記録データの確認状況をヒアリングしたところ、定期的に確認している課は、公用車を保有している36課中で15課（41.7%）と半数以下であった。

定期的な確認をしている課における実施の頻度は、「1年に1回程度」が最も多く、このほか「半年に1回程度」、「1か月に1回程度」といったものがみられた。

録画記録確認の実施状況

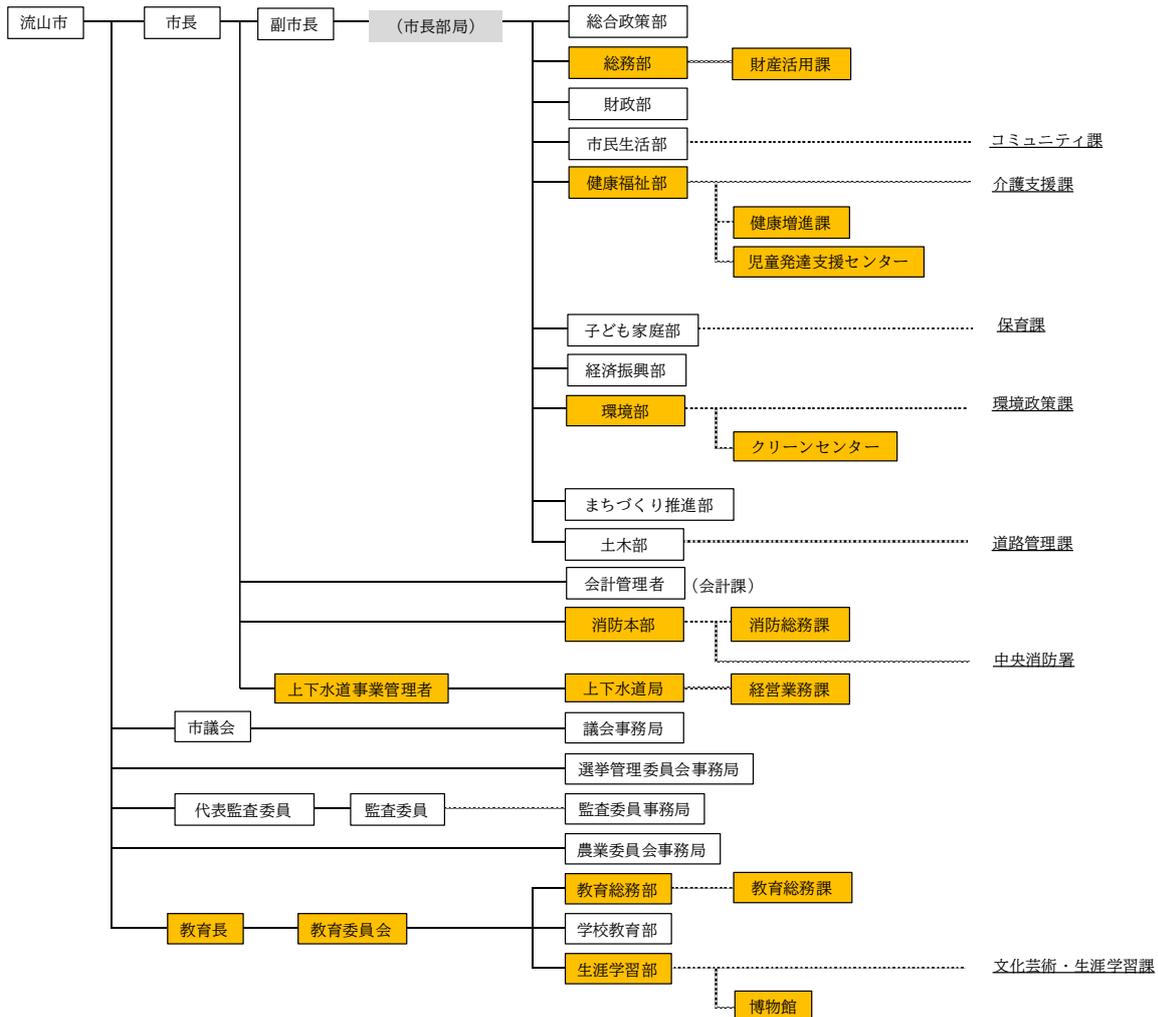


※グラフ中、ドライブレコーダーの録画記録確認の実施状況の各数値は、公用車を保有する課等（36課）からの調書の回答及びヒアリングによる結果を集計したもの。

イ 安全運転管理者の選任状況

道路交通法（昭和35年法律第105号）第74条の3第1項において、乗車定員が11人以上の自動車にあっては1台、その他の自動車にあっては5台以上の自動車の使用者は、使用の本拠ごとに安全運転管理者を選任しなければならないものと規定されており、本市においても下図のとおり適切に選任されている。

<体系図> 安全運転管理者の選任状況（令和7年度）



※色付きの部局担当課にて安全運転管理者を選任
 ※下線部の部局担当課にて副安全運転管理者を選任

ウ アルコール検知器の保有状況

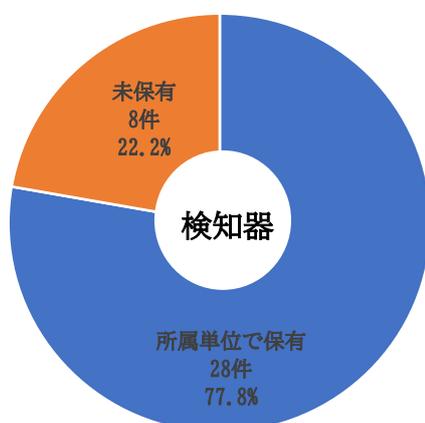
道路交通法施行規則（昭和35年総理府令第60号）の改正により、令和5年12月1日から安全運転管理者の業務として、運転者に対しアルコール検知器（以下「検知器」という。）を用いて酒気帯び確認を行うことが義務化された。これに対し、本市では総務部財産活用課

から令和4年1月26日付けで出先機関を含む全所属あてに、令和4年4月1日より運転前後に検知器を用いて運転者の酒気帯びを確認し、その内容を記録するとともに当該記録を1年間保存することと通知された。

酒気帯び確認について、共用車に関しては、守衛室に検知器が設置され、守衛員により実施、記録管理がされているのに対し、専用車に関しては、保有する各課等において実施するものとされている。専用車保有課における検知器の保有状況については、下図のとおりであり、未保有の課においては、守衛室のものを使用し、共用車使用時と同様に守衛員の確認を行っているとの回答があったが、一部の課において記録の整備がされておらず、実施状況が不明瞭となっていた。

また、検知器については、製品ごとの規格等、取扱説明書に基づき適切に使用、管理及び保守を行い、定期的に故障の有無を確認し、常時有効に保持することとされているが、検知器を導入している一部の課において、製品の仕様上、測定結果の正確性が保証されている使用期限を超過していると認められるものを使用しているケースが確認された。

アルコール検知器の保有状況



※グラフ中、アルコール検知器の保有状況の各数値は、専用車を保有する課等（36課）からの調書の回答及びヒアリングによる結果を集計したものの。

エ 指導及び研修の実施状況

流山市公用自動車管理規程等において、総括管理者、安全運転管理者及び車両管理者は、公用車の安全運行に関する指導・監督を行うことと規定されている。

公用車の安全運転等に関する研修は、総務部財産活用課によって年に複数回実施されており、令和6年度における実施状況は次のとおりである。

開催日	回数	対象者	研修内容
令和6年8月6日	1	入庁5年目以下の職員	交通安全教育講演会 ¹
令和6年4月～12月	28	入庁1年目及び希望者等	安全運転講習会 ²

1 公益社団法人全国市有物件災害共済会の外部講師による研修会

2 流山自動車学校における適性検査のほか、運転同乗練習（所内・路上）等の実技研修。

オ 事故の発生状況

令和6年度の公用車事故として、複数件の車両事故が発生しており、内訳で見ると相手方のない自損事故（切り返しや後退時によるもの）がその大部分を占めていた。

本市においては、公用車による事故があった場合、自動車学校技能検定員による講習を受講することとしており、交通法規の遵守等を再認識する機会を設けることにより、事故の再発防止に向けた取組が行われている。

6 総合意見

令和7年度行政監査のテーマである公用車については、調査した範囲においておおむね適正に管理・運用されていた。

本市における公用車の保有台数は、令和7年3月31日現在で243台となっており、共用車の一元管理体制も相まって、過不足なく効率的かつ効果的に使用されているものと思料する。

運行日誌に関しては、電子化している課も確認された。記入の簡素化のみならず、年間の情報整理にも活用でき、省力化・効率化の観点から全庁的に取り組むべき好事例とみられるため、情報共有を積極的に行い、全庁的な導入に向け前向きな検討を行うことを期待する。

なお、様式については、使用されていない項目欄があり、記載欄の意図・目的が不明瞭となっているものが確認されたことから、今一度、各項目について整理されたい。

公用車の点検・整備に関しては、その大半はリース契約の中で車検・点検を実施しており、点検漏れや車検切れの車両の存在は認められなかった。また、自己所有の公用車に関しても、各課等において車検満了時を確認する台帳等を整備しており、適時に適切な点検が実施できるよう予算措置を講じ、点検されていることを確認した。

リース契約の期間については、前述のとおり多くが7年の契約となっていたが、一部の車両で再リースにより15年を超えているものが認められたことから、リースアップに伴いリース契約を継続する必要性については、代替えのないもの、購入することが適当でないもの等、あらためて

精査を行うとともに、使用年数や走行距離の増加に伴う不具合等の発生リスクや維持管理コストのほか環境への負荷等を十分に検討し、当該契約の適正性について検証するよう努められたい。

安全運転に関しては、ドライブレコーダー設置の推進が図られるとともに、酒気帯び確認体制の構築、研修や指示を通じた安全運転の啓発がされている一方で、不注意による車両事故が複数件発生していることを確認した。公用車使用による交通事故は、市の財産に損害を被ることのみならず、市民の安全、ひいては社会的信頼を損なうことにつながる恐れもあることから、今一度、各職員が気を引き締めて公用車を運転するとともに、当該事故が業務の過重負担等に起因していないか、職員の心身の健康状況に対する配慮についても、組織として十分に意識されたい。

ドライブレコーダーは常時SDカードに対して書き込み、上書きを繰り返し行っていることでSDカードは激しく消耗するため、通常、1年から2年を目安に交換することが推奨されている。安全運転の実施、交通法規の遵守により事故を未然に防止することは勿論のことであるが、有事の際に直接的かつ客観的に事故状況を証明できるよう、定期的に初期化を行う等メンテナンスを行うとともに記録媒体の劣化状況についても意識することが望まれる。

また、道路交通法の改正により、安全運転管理者の業務が明確化された一方で、選任された安全運転管理者のみで拠点単位のすべてを管理していくことは困難を要するものと思料される。この点に関し、流山市公用自動車管理規程第7条第1項において、安全運転管理者の補助者となる車両管理者が規定され、専用車を保有する課の各所属長に業務が分担されているが、酒気帯び確認業務にあたり、検知器の更新がされていない課や、確認記録の不備等が見られた。酒気帯び運転は市民の生命に関わる重大な犯罪行為であるとともに、市の信用を著しく損なうものであることから、酒気帯び運転をしないことは当然のこととして、その行為を未然に防止するため、組織として徹底した対策を講じていることを示すためにも、道路交通法の主旨に応えた取組を徹底するよう再度周知を図られたい。

公用車を含む自動車を取り巻く環境は、社会経済情勢により、日々変化しており、関連法規についても改正が行われている。公用車の管理・運用にあたっては、車両を使用する個々の職員が最新の情報を把握し、法令遵守・安全運転の徹底がされなければならない。このため、全庁的な交通安全対策の徹底及び交通安全教育の取組を行い、職員の交通安全意識向上の醸成を図り、公用車の適切な管理・運用に資するよう取り計らわれたい。

今後も本市で保有する公用車が公務において、より一層有効的かつ安全に、適切に活用されることを期待する。

7 個別意見

監査の結果、調査した範囲においておおむね適正に執行されていたが、事務事業の一部について「行政監査 部局別指摘事項等一覧」（表8）のとおり、指摘事項及び検討・要望事項が認められた。

指摘事項及び検討・要望事項については、監査の結果に基づき講じた措置について、流山市監査指摘事項等事務処理要領（平成26年4月1日制定）により通知を求めるものとする。

【表8 行政監査 部局別指摘事項等一覧】

部局名	指 摘 事 項								検討 要望 事項	注意 事項
	(1)	(2)	(3)	(4)	(5)	(6)	(7)	計		
子ども家庭部								0	1	0
環 境 部								0	1	0
まちづくり推進部	1							1	0	0
学 校 教 育 部	1							1	0	0
合 計	2	0	0	0	0	0	0	2	2	0

[指摘事項]

- (1) 法律、条例、規則等に反している事項（軽易な誤りを除く。）
- (2) 不正な行為がなされた事項
- (3) 事故が発生するおそれがある事項
- (4) 不経済となっている事項や行政効果が期待できない事項
- (5) 今後の事務又は他の部署に悪影響を及ぼすおそれのある事項
- (6) 過去に指摘されていた事項であって、改善の取組が行われていない又は不十分な事項
- (7) その他監査委員が合議の上、指摘事項と認める事項

[検討・要望事項]

改善の検討を要する事項や要望事項等を監査委員意見として集約し、監査結果報告に反映させるもの。

[注意事項]

軽易な誤りである事項は、措置対象外の注意事項として取り扱い、その旨を付して報告書に表記するもの。

(1) 指摘事項

<法律、条例、規則等に反している事項>

・酒気帯び確認の内容として、確認者名、運転者、確認の日時、確認の方法及び酒気帯びの有無等を記録し、1年間保存することが規定されているが、記録が整備されておらず、実施状況が不明瞭となっていた。法令を遵守した酒気帯び確認実施の運用を徹底するとともに、厳正なる管理体制の構築を求める。

(まちづくり推進部みどりの課)

(学校教育部指導課)

(2) 検討・要望事項

・検知器については、購入時点から複数年経過したものが使用されていた。測定結果の正確性の保証については、製品により使用年数・回数に限りがあることから仕様の確認を行い、適宜、機器の更新に努められたい。

(子ども家庭部子ども家庭課)
(環境部クリーンセンター)